

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市遺族会補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	戦没者の慰霊及び戦没者遺族の福祉の向上を図るため、市内の遺族会が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	市内各地区遺族会
補助対象経費	英霊の顕彰及び慰霊を目的とした事業、戦没者の遺族の福祉増進を目的とした事業、遺族会会員相互の連帯を深めるための事業に要する経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	補助対象経費の2分の1以内の額
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化 会員相互の親睦と福祉向上に関する事業を実施するため、総会又は役員会、理事会等を年1回以上開催する。
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	補助事業の募集については、市内6地区の遺族会と直接調整する。
事業担当	（担当部署） 社会福祉課
	（電話番号） 0259-63-5113